

武蔵野短期大学 科研費等の不正使用防止計画推進部署に関する規程

(目的)

第1条 本規程は武蔵野短期大学（以下、「本学」という。）において、科研費等の競争的資金による公的研究費（以下、「科研費等」という。）の不正使用に関して、その防止及び防止対策の計画を策定し、使用に関するコンプライアンス活動を推進する部署（以下、「本部署」という。）の組織と職務を定めたものである。

(組織)

第2条 本部署は「科学研究費等の運営・管理に関する規程」（以下、「科研費等規程」という。）に定める統括管理責任者を長とする。

2. 統括管理責任者はこの部署の担当者として、本学の専任教職員から1～3名を選任し、その職に充てる。
3. 担当者の選任は当該年度の前年度末までに統括管理責任者が行い、その任期は1年間とする。
4. 担当者の再任はさまたげない。

(防止計画の策定)

第3条 本部署は該当年度の科研費等の不正防止のための活動計画（以下、「防止計画」という。）を策定、実施する。

2. 防止計画にはコンプライアンス教育、不正使用の実例の収集とその学内広報、科研費等の使用状況の実態把握などが含まれる。
3. 策定した防止計画は統括管理責任者が科研費等規程に定める最高管理責任者に報告するものとする。

(防止計画の実施)

第4条 本部署は防止計画を実施し、その結果をまとめ、定期的に学内に広報する。

2. 年度末には防止計画の実施状況をまとめ、学内に広報する。

(監査部署との連携)

第5条 本部署は「科研費等の内部監査に関する規程」に定める監査部署と連携し、監査により不正を発生させる要因（以下、「不正要因」という。）が明らかになった際は、不正要因の解決も含めた防止計画を策定、実施していくものとする。

(見直し)

第6条 本規程は毎年度末に統括管理責任者が見直しをするものとする。

2. 変更すべき点が見られた場合は、統括管理責任者の責任において変更案を作成する。

(規程の改正)

第7条 本規程の改正は本学教授会の議を経て、本学学長が決定する。

(附則) この規程は平成26年12月10日から施行する。